

# 第1章 総 則

道路事業は複雑多岐であり、設計の細部にわたっては設計者の判断によるところが大きいため、計画・設計に対する考え方の相違が現れ、同一条件にある場合でも不統一の項が見られることがある。

このようなことから、茨城県では道路計画・設計マニュアルを策定し、基本的な県の考え方を示していた。

今回の本マニュアルの改定は、条例の改訂や設計に関係する各指針の改定に伴う見直しを行ったものである。

本マニュアルについては、以下の点に留意して適用するものとする。

①本マニュアルは、茨城県土木部道路建設課において道路設計に用いる各種の技術基準等（法令、条例、通達、指針等）の統一的な運用を図ることを目的として編集している。

②本マニュアルは、茨城県土木部道路建設課が所管する道路の計画、設計、施工に適用する。

ただし、道路建設課が所管する国道及び市町村道の計画、設計、施工については、本マニュアルの道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例に係わる4章の一部は適用せず、道路構造令及び当該市町村の条例によるものとする。

③本マニュアルは、道路構造令、条例、道路土工各指針（日本道路協会）、及びその他各種の指針、通達、便覧、要領等を基に編集されている。

これらの基準等の改定が実施された場合は、改定された基準等を優先させるものとする。

④近年、新たに提案された技術開発については、茨城県新技術情報提供データベース（IT'S）やNETISを参考に適用することとし、この場合においては、本マニュアルによらない。

なお、適用にあたっては、特徴を十分に考慮し、対象とする現場への適用性について十分検討すること。

本マニュアルは、令和4年4月1日より適用する。ただし、継続中の事業の取り扱いについては、道路建設課と協議すること。